

議会議案第2号

医療機関等の経営安定化を図る財政支援の拡充を
求める意見書

新型コロナウイルス感染症は今なお全国各地で猛威を振るっており、本県においても日々新規感染者が確認され、県内医療機関に係る負担が増している中、感染症患者の治療や検査協力に当たる医療機関のみならず、通常の診療を行う病院、診療所においても院内感染を恐れての受診控えが広がっており、医療機関の経営状況は著しく悪化している。

一般社団法人日本病院会などが行った調査結果によれば、本年4～6月の期間において、感染症患者の受入れや受入れ準備を行った全国の病院の約8割が赤字となり、受け入れていない病院でも約5～6割が赤字となっている。

こうした状況は、本県の医療機関についても例外ではなく、今後もこの深刻な状況が続けば、医療機関の経営に重大な影響が及ぶことは必至である。

万一、医療機関の倒産や大幅な診療機能の縮小という事態になれば、新型コロナウイルス感染症への適切な対応が不可能となるのはもちろん、本県の医療崩壊につながりかねない。

よって、国におかれては、地域医療提供体制の維持を図るため、医療機関等への財政支援を拡充するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月2日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響により、各地において、その甚大な被害を受けており、我が国でも、豪雨やそれによる河川の氾濫、土砂災害、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を改定するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。

現状では、観測史上最大を更新するような豪雨による河川の氾濫・堤防の決壊や山間部の土砂災害等により多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない。今後起こり得る大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながるよう、「防災・減災、国土強靱化」について、より一層、十分な予算を安定的かつ継続的に確保することが必須である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう、強く要望する。

記

- 1 令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の更なる延長と拡充を行うこと。
 - 2 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
 - 3 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月2日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣(防災)
内閣官房長官

あて

議会議案第4号

ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書

ドクターヘリは、道路事情に関係なく、医師や看護師を乗せて時速約200キロで現場に急行し、患者を機内で治療しながら医療機関に搬送できる。2001年の本格運用開始以来、これまで全国43道府県に53機が配備されている。出動件数も年々増加し、2018年度には2万9000件を超えた。令和2年7月豪雨においても出動しており、「空飛ぶ治療室」の役割は着実に増している。

一方、ドクターヘリの要請・出動件数の増加に伴い、運航経費と国からの支援との間に乖離が生じている。出動件数の増加は、整備費や燃料代、さらにはスタッフの人件費などの経費増に直結するため、運営主体の財政的な負担は年々重くなっている。ドクターヘリの運航に係る費用の多くは国が交付金等で手当てしているが、今後の安定的かつ持続的な運航に支障を来しかねない事態となっている。

よって、国におかれては、全国におけるドクターヘリの運航状況を直視するとともに、ドクターヘリが、今後も救命救急の切り札として、安定的かつ持続的な運用の下、引き続き多くの人命救助に貢献できるよう、下記の事項について早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 ドクターヘリ運航に係る必要経費増加の実態を始め、地域ごとの年間飛行回数や時間の違いを的確に把握し、適正かつ効率的な運用に見合う補助金の基準額を設定すること。
 - 2 消費税の増税に伴い、運営主体の財政的な負担が増大した現状を踏まえた適切な補助金基準額の改善及び予算措置を図ること。
 - 3 ドクターヘリ運航の待機時間や飛行前後の点検時間を含めた、操縦士などスタッフの勤務実態を的確に把握するとともに、適正な労働環境の確保を図ること。
 - 4 ドクターヘリ機体の突発的な不具合時における、代替機の提供や運航経費の減額など、実質的に運航事業者に負担が強いられている現状を是正するとともに、安全基準に基づいた代替機提供責務の適正化を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月2日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第5号

台湾の世界保健機関（WHO）への参加を求める意見書

台湾は、我が国にとって深い信頼と友情で結ばれた重要なパートナーであり、本県議会においては、本県が台南市現地で「ダムの父」と慕われる八田與一技師の出身地であるという縁に基づき、平成18年に台南市議会（当時は台南県議会）との間で友好交流協定を締結し、定期的に相互訪問を行うなど、特別な絆で結ばれている。

昨年の日台間の人的往来が700万人を超えて過去最高となるなど、国際化の進展に伴い、世界各地の間で人々の往来が増加する中、新型コロナウイルス感染症など、感染症の世界的な流行に対峙していくためには、公衆衛生危機への対応を網羅的に強化することが不可欠であり、防疫に係る地理的空白を生じさせることがあってはならない。

しかしながら、台湾は2017年以降、WHO年次総会へのオブザーバー参加すらできておらず、これは国際的な公衆衛生・防疫体制を構築する上で、看過することのできない地理的空白が生じていると言わざるを得ない。

WHO憲章では、「到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利のひとつである」とうたっており、新型コロナウイルスの感染拡大をいち早く封じ込めるなど、保健衛生分野における豊富な知見と経験を有する台湾のWHO参加が妨げられてはならない。

よって、国におかれては、台湾のWHO参加支持を表明している関係各国・地域と連携し、台湾のWHOへの参加の実現に向けての取組をこれまで以上に強化するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月2日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
外務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで取り組んできたデジタル化の推進について様々な課題が浮き彫りとなった。こうした事態を受け、本年7月17日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、我が国をデジタル技術により強靱化させ、我が国経済を再起動するとの考えの下、「国民の利便性を向上させる、デジタル化」「効率化の追求を目指した、デジタル化」「データの資源化と最大活用につながる、デジタル化」「安心・安全の追求を前提とした、デジタル化」「人にやさしい、デジタル化」実現のため、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢を示した。

また、本年6月には、第32次地方制度調査会が地方行政のデジタル化の推進などを盛り込んだ「地方行政体制のあり方等に関する答申」を政府に提出し、社会全体で徹底したデジタル化が進むことで、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できるとして、国の果たすべき役割について大きな期待を寄せている。

よって、国におかれては、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 法令やガイドライン等により書面・対面・押印が義務付けられているものについて、可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること。
- 2 情報システムの標準化・共通化、クラウド活用を促進すること。また、法定受託事務についても、業務プロセスの標準化を図り、自治体がクラウドサービスを利用できる仕組みを検討すること。
- 3 令和3年度以降に全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドについて、導入時と同様の財政措置を講ずること。
- 4 今後の制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方の事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方公共団体の負担とならないよう十分な人的支援及び財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月2日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
経済産業大臣		
行政改革担当大臣		
デジタル改革担当大臣		
情報通信技術（IT）政策担当大臣		
内閣官房長官		

議会議案第7号

オウム真理教（現A l e p h・ひかりの輪・山田らの集団）に
対する観察処分期間の更新等を求める意見書

オウム真理教(現A l e p h・ひかりの輪・山田らの集団)は、過去に数々の無差別大量殺人事件を引き起こし、社会に大きな不安と衝撃を与えた。

同団体のうち、A l e p h及び山田らの集団においては、今なお、地下鉄サリン事件などの首謀者であった教祖の写真を修行道場等に掲げ、信徒に対して絶対的帰依を扶植しているほか、ひかりの輪においては教祖に関係があるとする仏画を修行道場内に掲げていることなどが確認されている。

本県を含む15都道府県に拠点施設を有し、国内に1,600人を超える信徒を抱えて活動を続ける同団体は、一般市民にとって脅威でしかなく、地域住民は恐怖と不安を抱きながら日々の生活を送っている。

このような状況の中、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく観察処分の期限が来年1月に迫ってきており、その更新を多くの住民が望んでいる。

同法では、法の廃止を含めて5年ごとの見直しや、3年を超えない期間を定めた観察処分が規定されているが、同法の存続と確実な観察処分の適用を望む地域住民にとっては、その期限が近づくたびに大きな関心を持って注視している現状がある。

よって、国におかれては、県民の不安を払拭し、安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、同法に基づく次回7回目の観察処分期間の更新を確実にを行うことはもとより、同法に定める5年ごとの見直し規定及び観察処分に期限を設ける規定を廃止するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月2日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
国家公安委員会委員長
内閣官房長官

あて

石川県議会